

パーソナルアシスタント町田通信

◇パーソナルアシスタント相模原が5月オープン！

パーソナルアシスタント町田では、目指すべき3つの目標として・障がい者の主体性の尊重（セルフケアマネジメントの実践）・ヘルパーさんの社会的地位向上・障がい当事者の就労の場の確保を掲げています。これらの3つの目標を達成すべく、この度、5月にパーソナルアシスタント相模原をオープンすることになりました。

事業所所在地は、相模原市南区大野台7丁目で、最寄りの駅はJR古淵駅です。今後は神奈川県在住の障がい当事者の皆さんにもセルフケアマネジメントを実践していただき、微力ながら積極的に社会参加ができる環境の構築に尽力していきたいと考えています。

皆様にもより一層のご協力のほど、よろしくごお願い申し上げます。

◇資格取得の助成をおこないます！

みなし資格や重度訪問介護従業者養成研修資格（いずれもヘルパー3級相当）は減算対象や資格自体が認められなくなりつつあります。特に長時間勤務をされているヘルパーさんは、介護福祉士やヘルパー2級などの資格条件が必須になっていくと言われていています。障害者福祉の世界にも資格社会が到来しつつあります。

そこで昨年に引き続いてパーソナルアシスタント町田では、当従業員の皆さんへ介護福祉士およびヘルパー2級資格取得の助成を行います！助成金額は、介護福祉士：講習費用の全額、ヘルパー2級：講習費用の半額です。主な資格助成条件としては、社会保険加入者（ないしは勤務時間がそれに準ずる者）、利用者様の推薦、事務局の合議の上に判断します。

今後、介護福祉士試験の制度が変更になるといわれています。比較的容易に受験が出来るのは今年度が最後のチャンスかもしれません。将来的なことを考えると受験資格がある人は、受けておいた方が良いでしょう。

◇就業における休憩について

先日、町田市役所の障がい福祉課の職員の方からヘルパーさんの勤務に関して、休憩時間のご助言を頂きました。自立生活をされている重度な身体障がい者にとって、重度訪問介護による24時間派遣は目指す希望です。人工呼吸器を利用しているような重度な障がい者にとっては全く一人になってしまう状況は死亡事故などのリスクが上がってしまいます。

ただ一方で、ヘルパーさんは労働者であり、労働基準法に定めている休憩をとる権利があり、事業所には義務があります。そこで4月からは利用者様とサービス提供責任者およびヘルパーさん達と話し合いをしながら両立できるようなシフトへ改善します。6時間以上の勤務の場合は1時間の休憩を取るようになさってください。詳しくはサービス提供責任者へお問い合わせ下さい。